

## 第4章 給水装置工事の手続き等

## 第4章 給水装置工事の手続き等

### 4.1 給水装置工事の施行承認

#### 4.1.1 施行承認の意義

工事の届出

(給水条例第23条第1項)

給水装置工事(修繕に係るものを除く。)を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

- (1) 施行承認は、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えたりしないこと、また、水道水質の安全確保に支障を生じないこと等を確認するために行うものである。
- (2) 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施行した者は、給水条例第40条第1項第4号の規程により過料が科せられ、また、指定事業者の違反に係る処分基準により処分される。

#### 4.1.2 施行承認を要する工事

施行承認を要する工事は、新設、改造および撤去の工事とする。

その概要は、次のとおりである。

- 1) 給水装置を新設する工事(新設)
  - (1) 配水管または他の給水装置から分岐し、新たに給水装置を設置する工事。
  - (2) 分岐が1箇所以上の給水装置で、配水管または他の給水装置の分岐箇所から切断し、当該切断口を完全に塞ぎ、全戸各々に新たに給水装置を設置する工事。
  - (3) 一時用の給水装置の一部を利用し、新たに一般用の給水装置を設置する工事。
- 2) 給水装置を改造する工事(改造)
  - (1) 家屋の建替えにより既設分水栓を利用し給水装置を設置する工事。
  - (2) 既設の分水栓を利用し、または分水栓を新たに設け、給水管の管径を変更する工事。
  - (3) 給水管または給水用具の一部を取り除く工事。
  - (4) 給水管の布設位置または分岐位置を変更する工事。
  - (5) 給水管を改良(管種の変更等)する工事。
  - (6) メーター口径の変更を伴わない工事で、既設給水装置に新たに給水管を接続し給水用具を増やす工事。開栓保留した戸の改造工事を含む(開栓保留の詳細は、4.5 開栓保留を参照)。
  - (7) 給水管、給水栓等の部分的な破損修理を除いた、給水装置の原形を変える配管を伴う工事。
  - (8) 給水装置の一部を井戸水へ切り替える工事。
  - (9) 給水装置の更生工事(取扱いの詳細は、6.10 給水装置の更生工事を参照)
  - (10) その他上記の工事が重複する工事。

### 3) 給水装置を撤去する工事（撤去）

- (1) 配水管または他の給水装置からの分岐箇所において給水管を切断し、当該切断口を完全に塞ぎ、給水装置の全てを取り除く工事。ただし、既設の給水装置を再度利用する場合は、給水装置の全てを取り除くことを要しない。
- (2) 一時用の給水装置を、一般用の給水装置の一部に切り替える工事。

#### 4.1.3 承認要件

- (1) 給水区域内であり、かつ当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。
- (2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管または既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
- (3) 当該給水装置の口径が適正であること。
- (4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。
- (5) メーターの設置基準および性能基準に適合していること。
- (6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合、当該既設給水装置を撤去すること。
- (7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。

#### 4.1.4 埋設承諾

他人の土地を使用して給水装置工事を行う場合、土地所有者の承諾は必要であるが、工事の申し込みに際して水道局への承諾書の提出は必須ではない。

土地所有者と申込者との間でトラブルが生じた場合は、当事者間で解決すべき問題であり、厚生労働省からも「承諾書の提出が無いことが、給水義務を解除する正当な理由にはあたらないと考えており、水道事業者は、承諾書の提出がないことのみをもって、給水装置工事の申し込みを拒むことのないよう対応をお願いしたい。」と通達がなされている。(水道法第15条第1項 給水義務)

## 4.2 給水装置工事の届出

工事の届出をしようとする者（工事届出者）は、指定事業者の中から工事を施行させる者を選定し工事契約を行い、工事届出者から委任を受けた指定事業者が工事 1 件ごとに届出を行うこと。

### 4.2.1 提出書類

- (1) 指定事業者は、当該工事について必要な書類を作成し、給水審査課に提出すること。（表 4.2.1 を参照）
- (2) 給水装置工事設計書・竣工図，給水装置工事予定設計書・予定設計図を印刷する用紙については、A4 白色上質紙・四六判 90.0kg 以上（参考：坪量 105g/m<sup>2</sup> 以上）穴なしを使用すること。また、給水装置工事設計書と竣工図は各々（両面印刷としない。）提出すること。
- (3) 同一所有者が同一敷地内において次の工事をする場合は、1 枚の給水装置工事設計書にまとめて提出することができる。
  - イ) 水栓番号が連続する同種の工事を、2 件以上同時に施工する場合。
  - ロ) 2 件以上の撤去工事を同時に施工する場合。
  - ハ) 撤去工事（上記（2）の場合を含む）と他の工事（上記（1）の場合を含む）を同時に施工する場合。

### 4.2.2 給水装置工事申請前の協議

次に掲げる事項については、給水審査課との事前協議を要する。

- (1) 3 階直結直圧式給水を希望する場合  
給水装置工事の届出に先立ち、事前協議申請書に関係図書を添えて提出し、3 階直結直圧式給水の可否について協議を行うこと。申込者は、協議の結果に基づき、給水装置工事の届出を行うこと。
- (2) 直結増圧式給水を希望する場合  
直結増圧式による給水装置を新設、もしくは改造しようとする場合は、給水装置工事の届出に先立ち、事前協議申請書に関係図書を添えて提出し、直結増圧式給水の可否について協議を行うこと。申込者は、協議の結果に基づき、給水装置工事の届出を行うこと。
- (3) 計画する給水装置がφ150mm 以上のメーターを必要とする場合  
φ150mm 以上のメーターについては在庫がなく、納品に半年程度必要であるため事前に給水審査課に確認すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合  
所轄消防署および製造者等と十分協議を行った後、給水審査課と事前協議を行うこと。申込者は、協議の結果に基づき、給水装置工事の届出を行うこと。
- (5) 給水装置の更生工事を行う場合
- (6) その他、管理者の配水管、当該給水装置、および他の需要者への給水に支障をきたすおそれがある場合

#### 4.2.3 配水管が布設されていない場合

「福岡市水道事業の設置等に関する条例」が定める給水区域内において、給水装置を設置する予定箇所が面する道路内に配水管が布設されていない場合がある。給水装置工事の届出をしようとする者が、当該道路に配水管の布設を希望する場合は、当該地を所管する管整備課および給水審査課と協議を行わなければならない。

協議の結果、諸条件が整った場合は局の費用負担において配水管整備を行うことができるが、工事の時期や整備される配水管の位置、口径等により、給水装置工事の計画および実施に影響が生じるため、給水装置工事の施行は慎重に行う必要がある。

また、開発行為等に伴う水道施設の整備については、**第8章 開発行為等における水道施設の整備**を参照すること。

	提出書類	一時用		一般用			工事以外の届出	備考
		一時用	撤去	直圧	増圧	貯水槽		
給水装置工事届出(申請)時	給水装置工事届出書および委任状	○	○	○	○	○	○	一時用メーター引き上げに伴う委任状は不要
	給水装置工事設計書	○	○	○	○	○	○	
	給水装置工事予定設計書	○	○	○	○	○	○	
	給水申込書兼関係事項届出書	○	○	○	○	○	○	
	一時給水申込書	○						
	建築確認通知書(写)			○	○	○		
	貯水槽容量計算書					○		
	水力計算書			○		○		直圧は現場条件により必要
	支管引用承諾	○	○	○	○	○	○	支管引用
	事前協議回答書(写)			○	○			直結増圧及び3階直結直圧の場合
	直結増圧式給水承諾書				○			直結増圧式給水の申請時
	直結直圧式給水承諾書			○				3階直結直圧式給水の申請時
	共同住宅等工事関係事項届出書					○		各戸検針を申請する場合
	各戸メーター出庫内訳書					○		貯水槽式共同住宅で各戸メーター設置有のみ
	一括検針共同住宅関係事項届出書					○		貯水槽式共同住宅で各戸検針を申請しない場合
工事完了届提出時	給水装置工事完了届	○	○	○	○	○	○	
	工事記録写真	○	○	○	○	○	○	
	給水装置工事社内検査報告書	○	○	○	○	○	○	
	給水装置工事使用材料確認書	○	○	○	○	○	○	
	貯水槽水道通知書				○	○		貯水槽を新設・改造・変更・撤去する場合。
	オートロック式建物入館方法(変更)届			○	○	○		オートロック式の場合。
	水質検査表					○		井水等と混合する場合。
必要時	給水装置工事(設計変更・中止)届	○	○	○	○	○	○	
	一時断水願い		○	○	○	○	○	
	一時用水道使用期間延期届						○	
	給水装置修繕工事完了届						○	
	給水装置工事撤去済証再交付願い						○	
	給水装置工事設計書閲覧申込書						○	

※その他管理者が必要と認める書類については提出すること。

表 4.2.1 提出書類一覧表

## 4.3 設計審査

(給水条例第 30 条第 1 項)

指定給水装置工事事業者が給水装置工事（修繕に係るものを除く。）を施工する場合は、工事の届出の際、管理者の設計審査を受けなければならない。

### (1) 設計審査の目的

設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。

### (2) 設計審査を要する工事

指定事業者が施工する給水装置の工事（修繕に係るものを除く。）

### (3) 給水装置工事の届出先

(公財)福岡市水道サービス公社給水審査課

### (4) 給水装置工事の承認

申請された工事内容が承認条件を満たしているものについては、給水装置工事予定設計書の係員の承認印により工事の承認をする。ただし、公道掘削、河川水路横断等、関係官庁の許可、または協議を要するものは、その部分のみ許可が下りるまで施工してはならない。

### (5) 既設水栓の確認

指定事業者は、工事届出者に給水装置撤去済証の保有状況を確認すること。なお、給水装置撤去済証の添付（使用）は工事届出時を原則とするが、工事届出後に撤去済証が発見された場合は、給水装置工事の竣工検査合格前に限り使用（納付済加入金の還付）することができる。

### (6) 分岐工事の指示

指定事業者は、配水管から給水管の分岐工事を施工しようとするときは、管理者の指示を受けなければならない。(給水条例第 27 条第 3 項)

## 4.4 工事変更等の取扱い

### 4.4.1 設計変更

- (1) 市納付金の納入前における設計変更は、給水装置工事設計書を訂正のうえ、給水審査課へ届け出ること。
- (2) 市納付金の納入後における設計変更は、給水装置工事設計書および給水装置工事設計変更届を添付のうえ、給水審査課へ届け出ること。

### 4.4.2 工事届出の取消し

工事届出者の都合により工事届出を取り消す場合は、給水装置工事中止届を提出すること。

#### 4.4.3 施行承認の保留

例外的な取扱いとして、施行承認を行う以前において、福岡市住宅都市局（旧建築局）から違反建築物であるとして、水道供給の承諾保留の要請があった場合は、「水道供給の承諾保留に関する事務処理要領」に基づき、当該建築物の違反事由が解消するまで水道供給の承諾保留を行うものとする。

#### 4.5 開栓保留

##### 1) 開栓保留の定義

同一所有者の届出による2戸以上の給水装置工事において、その一部の戸の使用水量および給水用具個数等の水道使用計画が未定であるものに、将来想定される使用水量を元に決定した給水管口径にて、当該戸への分岐部からメーターまでの間の配管、またはテナント内に給水用具（給水栓）の設置を行わない範囲まで配管した状態で、水道メーターの取付けを保留するものをいう。

##### 2) 留意点

- (1) 開栓保留がある場合は、工事完了届提出時にその水栓番号を検査員に報告すること。
- (2) 開栓保留した戸についても検査対象とする。
- (3) 当該戸において給水用具を設置する場合、給水審査課へ給水装置改造工事の届出が必要となる旨を所有者に説明すること。
- (4) 開栓保留した戸の開栓（通水）は、改造工事の完了検査後に給水審査課が行う。

#### 4.6 道路占用許可申請等諸届

##### 4.6.1 道路占用許可申請手続

給水管を公道に布設する場合は、道路法第32条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

また、港湾道路、河川、水路、公園等の公共用地の占用についても、事前に各施設の管理者に対し、占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない（表4.6.1を参照）。

##### (1) 直轄国道

- ①平面図 ②掘削断面図（掘削深さが1.5m以上の場合は土留工詳細図も追加）
- ③位置図 ④求積図 ⑤舗装復旧断面図 ⑥保安対策図 ⑦地下埋設物調査確認表
- ⑧工程表 ⑨現地写真 ⑩その他（国土交通省が指示した書類）

##### (2) 県管理用地（公園、水路、河川、農林里道、公共用地等）

- ①平面図 ②掘削断面図（掘削深さが1.5m以上の場合は土留工詳細図も追加）
- ③位置図 ④求積図 ⑤舗装復旧断面図 ⑥横断面図 ⑦字図 ⑧登記事項証明書
- ⑨地下埋設物調査確認表 ⑩工程表 ⑪現地写真 ⑫その他（県が指示した書類）

##### (3) 一般市道、県道、国道（直轄国道以外）

- ①位置図 ②平面図 ③求積図 ④求積表 ⑤断面図 ⑥写真
- ⑦その他（市が指示した書類）

一般市道、県道 市管理（公園、水路、河川、農林道、一部の農林里道、公共用地）	所管区役所 維持管理課	管工事協同組合
国道（直轄国道以外） 495号、385号、263号	所管区役所 維持管理課	管工事協同組合
直轄国道 国道3号（博多バイパス、福岡南バイパスを含む） 国道201号（旧福岡東バイパス） 福岡外環状道路（国道202号）の一部（博多区、南区）	福岡国道事務所 福岡維持出張所 （水谷）	給水審査課
直轄国道 国道202号（今宿バイパスを含む） 福岡外環状道路（国道202号）の一部（城南区、早良区、西区）	福岡国道事務所 福岡西維持出張所 （拾六町）	給水審査課
港湾道	港湾局 建設部維持課	指定事業者等
県管理 （公園、水路、河川、農林里道、公共用地等）	当該県土 整備事務所	給水審査課

表 4.6.1 占用許可申請手続方法

#### 4.6.2 道路使用許可申請手続

公道およびその他の道路等，交通の用に供されている場所を掘削または使用する場合は，所轄警察署に対し，道路使用許可申請書を提出し，その許可を受けなければならない。

なお，この手続きは指定事業者が実際の工程を組んで行う。

#### 4.6.3 掘削工事の禁止期間

##### (1) 国土交通省管理の道路（国土交通省道路局通達）

道路管理者は，関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事等を施工するよう努めるものとし，道路舗装工事完了後は原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね 5 年，アスファルト舗装についてはおおむね 3 年）当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講じるものとする。

##### (2) 市，区役所管理の道路

舗装新設後は，次に掲げる期間は掘削工事を禁止する。ただし，緊急を要するとき，または市長がやむを得ない理由があると認めるときは，この限りではない。

イ) 簡易舗装道路については，舗装工事完了の日から 1 年

ロ) その他の舗装道路については，舗装工事完了の日から 3 年

#### 4.6.4 道路工事届出書

工事に伴って道路の通行止めをする等，交通に支障を及ぼすおそれがある場合は，関係機関（消防署，区役所生活環境課，環境局事業所，西部ガス供給管理センター等）に対し，道路工事届出書を提出しなければならない。

## 4.7 工事記録写真

給水装置工事の完了届には、工事記録写真を添付するものとし、その写真撮影要領は次のとおりとする。

### 1) 道路部の写真撮影

#### (1) 着工前

周辺の状況を入れ、路面にはチョーク等で掘削位置が表示されたもの。

#### (2) 保安設備

工事箇所に表示施設、保安施設、交通誘導員等を配置し、通行状況が確認できるもの。

#### (3) 掘削工

床掘完了後において、路面切断部が判明し、既設の配水管は完全に露出させ、路面からの埋設深さ（GL下がり〇〇m）が判明できるもの。箱尺を入れて撮影。

#### (4) サドル付分水栓および割T字管取付工

取付け作業完了後の写真。黒板には配水管および給水管の口径等を記入。

#### (5) 給水管布設工

1つの給水管路で埋設深さ（GL下がり〇〇m）が変わる場合は、埋設深さごとに箱尺を入れて撮影する。

分岐部より給水管が道路部分を横断布設された全景写真で、必要箇所にポリエチレンスリーブ等の取付けが確認できるもの。

#### (6) 標識テープ設置工

所定の位置に標識テープを設置したもの。（本基準 6.5 給水管の明示 標識テープ設置要領参照）

#### (7) 転圧工

各層 20cm ごとに転圧を行う工程途中において、水締めおよび転圧状況が判明できるもの。

#### (8) 埋戻工

所定の舗装厚を除く部分まで埋戻しをして転圧が完了したもので、深さおよび周辺状況が判明するもの。

#### (9) 路盤工

仮復旧の路盤工の完了状態のもので、仮復旧表層厚を除く深さで仕上げられたもの。箱尺を入れて撮影。

この場合において、深さ、締め固めの状態が確認できること。また、舗装構造により路盤の種類が異なる場合は、各層別に撮影すること。

#### (10) 完成（仮復旧）

仮復旧完了後の写真で路面表示（区画線）等があればその表示を行い、周辺の清掃、後片付けを行ったもの。着工前および完成の写真を同一方向から撮影すること。

### 2) 撤去工事の写真撮影

#### (1) 撤去前

分水栓および配水管等は露出させ、よく清掃した状態のもの。

#### (2) 撤去後

イ) 甲型分水栓については、玉下しした上部を外し、袋ナットにてキャップした状態のもの。

ロ) サドル付分水栓については、ボール弁を閉止しキャップを取り付けた状態のもの。

ハ) 撤去箇所の保護

切断および玉下し等の施工箇所は、ポリエチレンスリーブで保護した状態のもの。

※ 留意事項

① 撤去工事箇所ごとに全箇所撮影すること。

② 撤去工事だけの場合は、道路部の写真撮影(1)～(3)、(6)～(10)の写真も必要とする。

③ 撤去工事と同時施工の新設、改造等の道路部分の工事写真がある場合は、上記の(1)および(2)のイ～ハのみでよい。

3) 宅地内の写真撮影

(1) 配管状況

次に掲げるような完成後に確認ができない箇所の写真

イ) コンクリート等構造物の下となる箇所で屈曲部分

ロ) 外回りから家屋内へ分岐する主な箇所

ハ) 給湯器等の特殊器具への分岐箇所

ニ) 管末部分

(2) 水圧試験の状況(検査前に試験を行った場合)

水圧試験中の写真で、主任技術者も入ったもの。

(3) 残留塩素測定状況

(4) その他、設計審査時において特別に指示された箇所

4) 一時用の特例竣工検査の写真撮影

一時用のうち、特例竣工検査(立会免除となるもの)については、既設管との接合部から給水用具(給水栓)までの配管状況がわかるもの。

5) 他埋設物との離隔の写真撮影

掘削溝内のガス管等の埋設物や構造物との離れを箱尺を入れて撮影すること。離隔が確保できない場合は、埋設物管理者と協議した防護対策を講じた写真を撮影すること。

6) 写真撮影の黒板

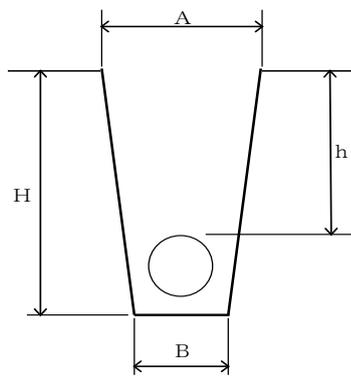
(1) 写真には工事内容を説明した黒板を入れて撮影すること。

(2) 黒板の寸法および記入例

イ) 黒板の寸法は、縦 30～45cm 程度、横 45～60cm 程度とする。

ロ) 記入例

掘削工の場合

工事名	〇〇方 給水装置工事		
工種	φ 〇〇掘削工	位置	No.〇〇
形状・寸法	水栓番号 第 号 		A =            m B =            m H =            m h =            m
	施工場所	請負業者名	

7) 写真整理

(1) 提出写真は、原則としてサービスサイズ（89×127 程度）でカラー（カラーコピーも可）であること。

(2) 原則として、表紙と台紙は同じ紙としないこと。

8) 給水審査課への提出

給水装置工事写真は竣工検査の提出書類として、給水審査課に 1 部提出すること。

9) 所管区役所への提出

所管区役所維持管理課（西区は管理調整課）へ「道路占用工事写真撮影要領」に基づき撮影した写真を提出すること。

10) その他

(1) 配水管工事に係る写真は、本市水道局の「水道工事施工管理基準」の写真管理基準によること。

(2) この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は給水審査課と協議すること。

## 4.8 図面作成

図面は給水装置工事計画の技術的表現であり、工事施行における基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確かつ容易に理解できるものであること。

### 1) 記入方法

#### ① 表示記号

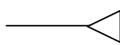
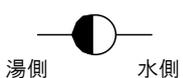
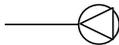
図面に使用する表示記号は、次に示すものを標準とする。ただし、それによりがたい場合には引き出し線により説明等を明記すること。

[記入例] (管種) - (口径) - (延長)  
SGP-VB φ25 1.5

給水管の管種の表示記号

管種	記号	管種	記号	管種	記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP	鋳鉄管	CIP	ステンレス鋼鋼管	SSP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD	硬質塩化ビニル管	VP
ポリエチレン二層管	PP	ポリ粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD	亜鉛めっき鋼管	GP
塗覆装鋼管	STWP	鋼管	CP	ポリブテン管	PBP
ポリエチレン複合鉛管	PEPb	架橋ポリエチレン管	XPEP	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV
鉛管 (既設表示)	LP				

給水栓類の表示記号

種別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具		混合水栓		その他	

※ その他とは、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

弁栓類その他の表示記号

名称	図示記号	名称	図示記号	名称	図示記号
仕切弁		私設消火栓		管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メーター	
逆止弁		口径変更		ヘッダー	
分水栓		消火栓		特殊排気弁	
青銅仕切弁 I型		減圧弁		立上り管	
青銅仕切弁 II型		定流量弁		切断部, プラグ止め	

給水栓類の表示記号（立面図）

種別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具 (給水栓 類)		一般用具 (シャワー-ヘッ ド)		一般用具 (フラッシュ バルブ)	
一般用具 (ホ-ルタッ プ)		その他		混合水栓	

※ その他とは、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

貯水槽その他の表示記号

名 称	貯水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
記 号 および 符 号				

工事別の表示記号

	給水管				給湯管	
名称	新設	既設	撤去	廃止	新設	既設
線種	黒色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す		一点鎖線	二点鎖線
記入例						

## ② 図面の種類

給水装置工事の計画，施行に際して，位置図，平面図を，また，必要に応じて詳細図，立面図，立体図を作成すること。詳細は次のとおり。

- イ) 位置図：給水（申込）家屋および建屋，付近の状況等の位置を図示したもの。
- ロ) 平面図：道路および建築平面図に給水装置および配水管の位置を図示したもの。
- ハ) 詳細図：平面図で表すことが出来ない部分を別途詳細に図示したもの。
- ニ) 立面図：建物や給水管の配管状況を立画面に図示したもの。
- ホ) 立体図：給水管の配管状況を立体的に図示したもの。
- ヘ) 横断図：給水管の配管状況（土被り，平面延長等を記入）の断面を図示したもの。

## ③ 文字

- イ) 文字は明確に書き，漢字は楷書，数字はアラビア数字とする。
- ロ) 文章は左横書きとする。

## ④ 縮尺

縮尺は任意とする。なお，平面図は，公私境界および敷地・建物と給水装置の位置関係が明確に判るようにすること。

## ⑤ 単位

- イ) 給水管および配水管の口径の単位は mm とし，単位記号はつけない。
- ロ) 給水管の延長の単位は m とし，単位記号はつけない。なお，延長数量は少数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）までとする。

## 2) 作図

### ① 方位

作図にあたっては方位を記入する。位置図は北を上にするを原則とし，平面図は敷地や建物の形状にあわせて任意に設定する。

### ② 位置図

- イ) 給水（申込）家屋および建屋，施工路線，付近の状況，道路状況および主要な建物を記入すること。
- ロ) 開発行為等の団地造成地に給水装置を新設する場合は，一区画全体の区割りに申請地を記入すること。

### ③ 平面図

平面図には，次の内容を記入すること。

- イ) 建物の各室の平面図および給水用具（給水栓等）の取付け位置
- ロ) 配水管からの分岐位置のオフセット。また，給水管の一部道路縦断等に伴い，官民境界での管路が分岐位置と同一でない場合は官民境界でのオフセット及び管路の折れ点のオフセット等を記入すること。
- ハ) 布設する管の管種，口径，延長，埋設深さおよび位置
- ニ) 道路の種別（舗装種別，幅員，歩車道区分，公道および私道の区分）
- ホ) 公私有地，隣接敷地の境界線および隣接する建物（敷地）の水栓番号

- へ) 分岐する配水管および既設給水管等の管種および口径
- ト) 貯水槽式の共同住宅の場合は貯水槽有効容量および口径毎の戸数
- チ) その他工事施工上必要とする事項（防護工，障害物の表示等）

④ 詳細図

平面図で表すことができない部分に関して，縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

⑤ 立面図

平面図で表すことができない建物や配管等に関して，立画面により図示すること。道路とメーターまでの高低差がある場合等，必要に応じて記入すること。

⑥ 立体図

平面図で表すことができない配管状況等に関して，立体的に表示するもの。施工する管の管種，口径および延長等を記入すること。

⑦ 横断図

新たに公道上（状況により公有地等含む）に布設する給水管及び開発行為等により帰属される配水管から分岐する給水管等の横断図を竣工図に記入すること。

イ)  $\Phi 50\text{mm}$  以下の給水管について，土被り及びその延長（各土被りごと）を記入すること。

ロ)  $\Phi 75\text{mm}$  以上の給水管については，管割図に土被り及びその延長（各土被りごと）を記入すること。

ハ) 給水管が複数箇所ある場合は，各横断図を記入すること。ただし，同一断面については1つの断面図でよい（平面図と横断図にどこの給水管か分かるよう番号等を記入）

ニ) 道路拡幅に伴うセットバック部においても道路と同様に横断図に含める。

ホ) 掘削溝内の既設埋設物との離隔を記入すること。

離隔の確保が困難な場合は，その範囲及び防護対策等の情報を記載すること。

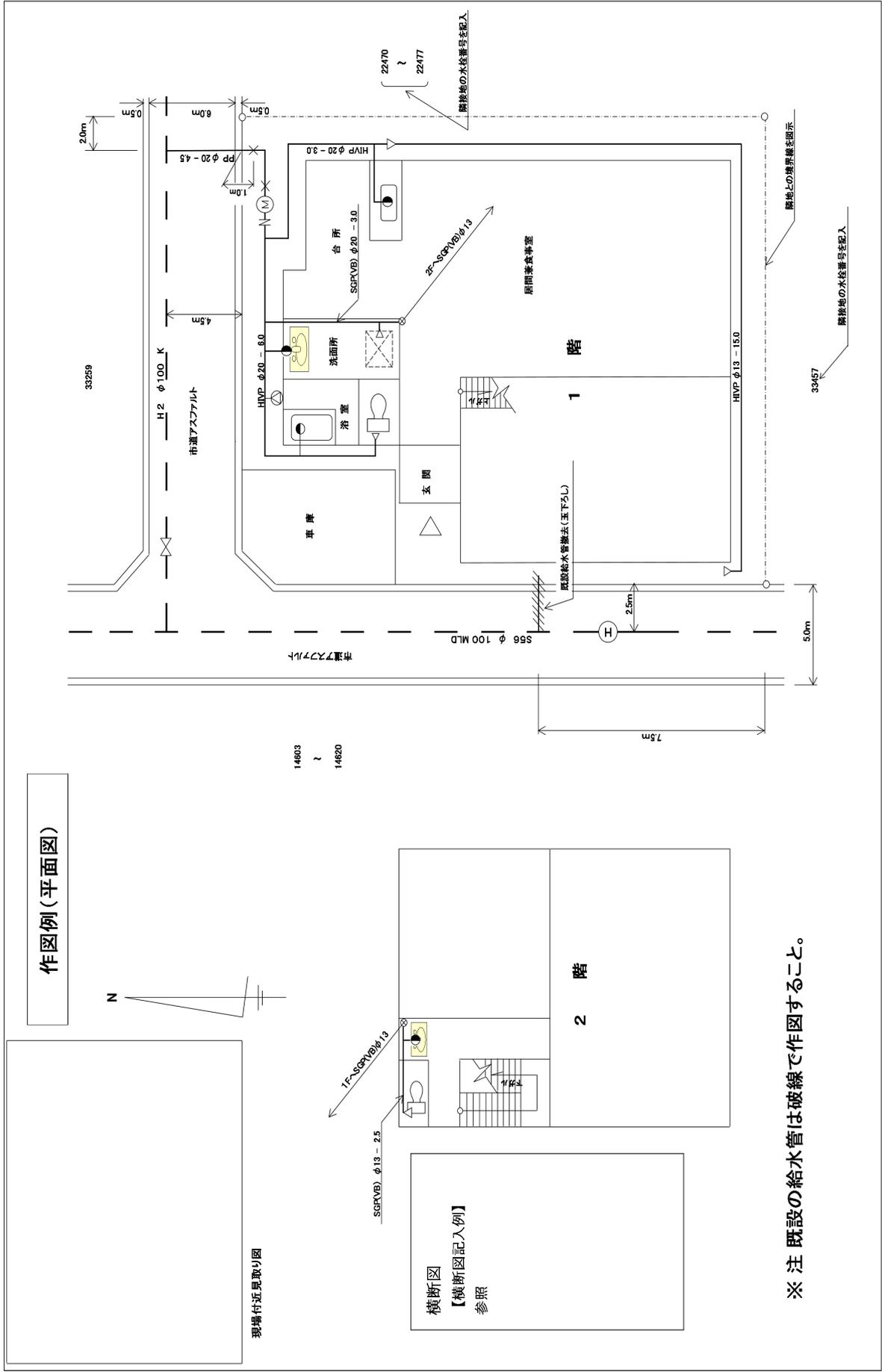
3) 設計書記入方法

給水装置工事設計書（本設計書）の竣工図および給水装置工事予定設計書の予定設計図に記入（印刷）すること。ただし，給水装置工事予定設計書の予定設計図については，給水装置工事設計書の竣工図の写しを添付しても良い。

4) その他

① 貯水槽式給水の場合の図面は，直結給水部分（貯水槽）までとする。

② 直結増圧式給水の場合の図面は，増圧ポンプ部分までとする。増圧ポンプ下流側の配管状況については，事前協議時に提出された資料の冊子に綴じ込む。



作図例(平面図)



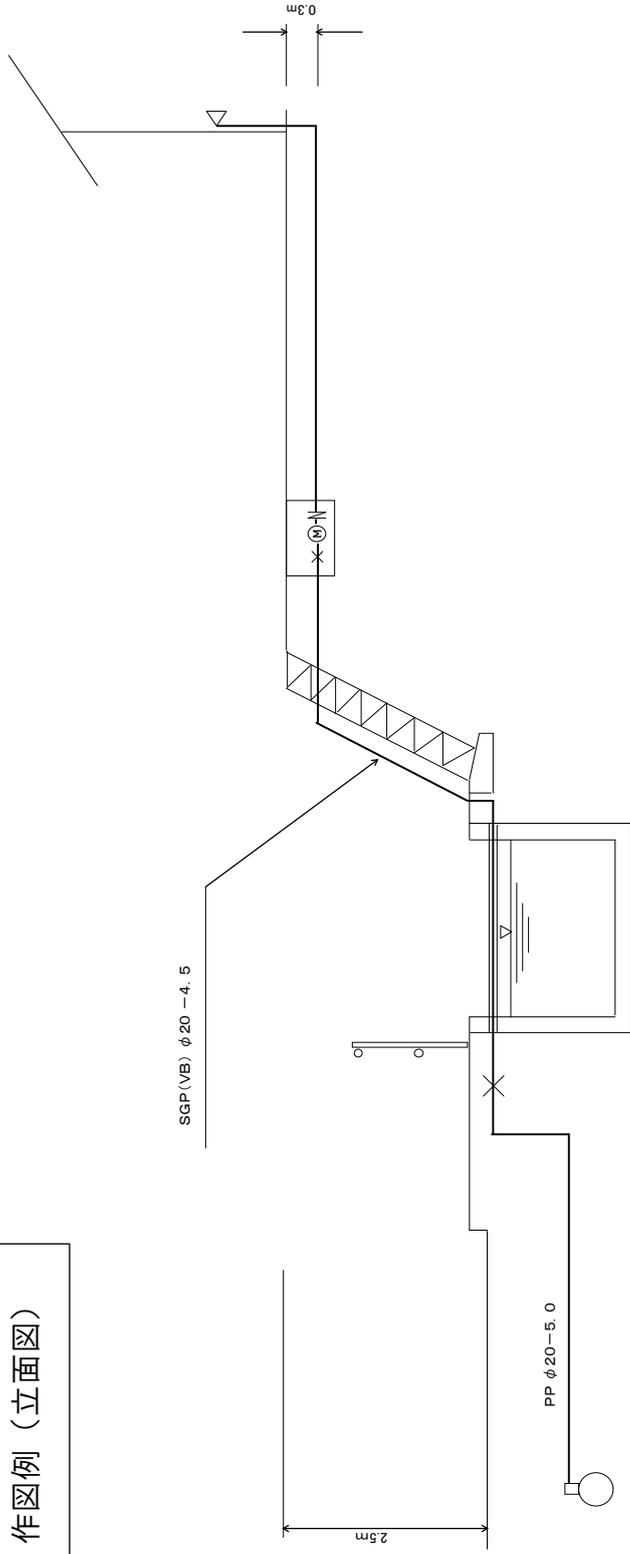
現場付近見取り図

14803  
?  
14820

横断図  
【横断図記入例】  
参照

※ 注 既設の給水管は破線で作図すること。

作図例（立面図）



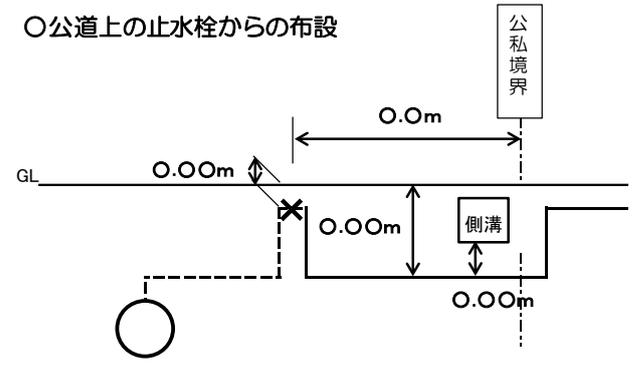
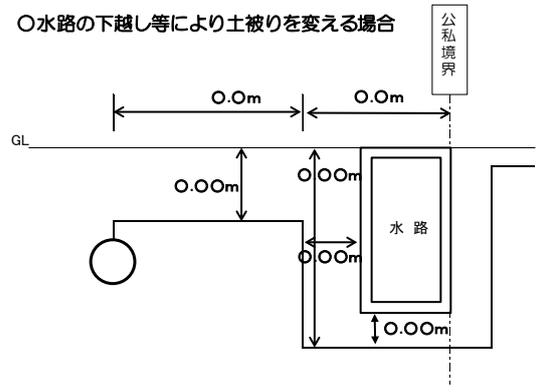
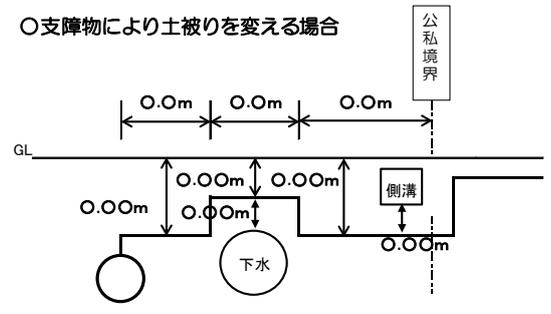
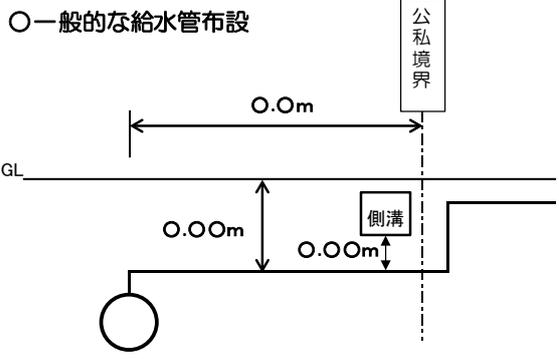
水路横断構架図(例)(φ 25mm以下の場合)

※注：水路内の横断構架を必要とする場合は、必ず水路の管理者と協議を行うこと。

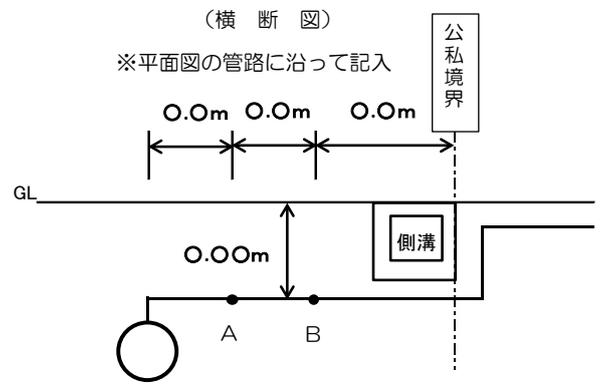
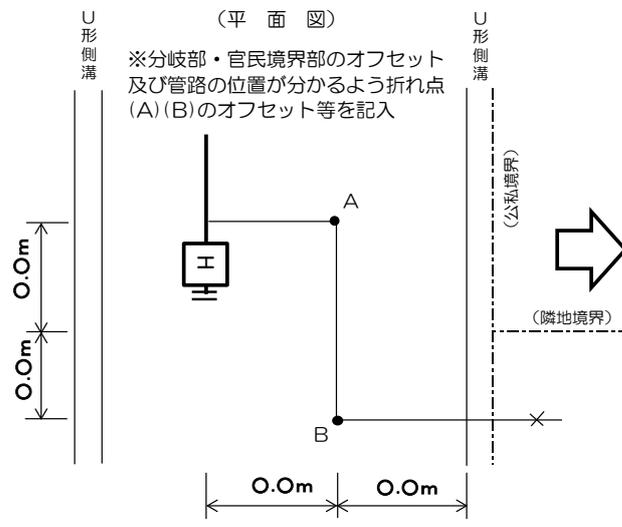
# 【横断図記入例】

## ① φ50mm 以下の給水管布設

※φ25mm 以下は止水栓：×，φ40mmφ50mm は青銅仕切弁Ⅱ型 (S)

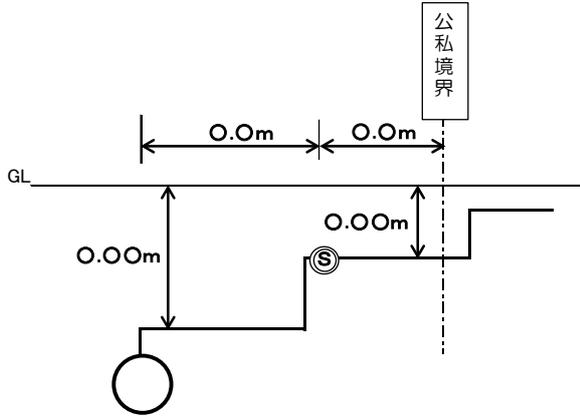


### ○一部道路縦断部等のある場合

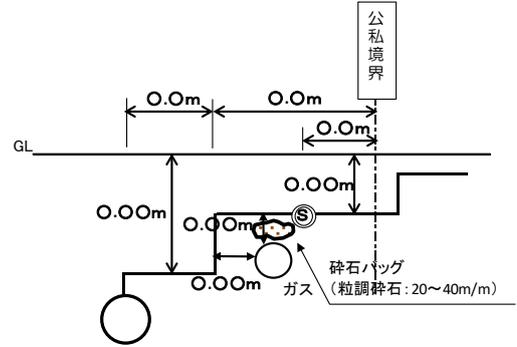


## ② φ40mmφ50mm の給水管布設

○側溝等がなく、青銅仕切弁先が同じ土被りでの給水管布設①

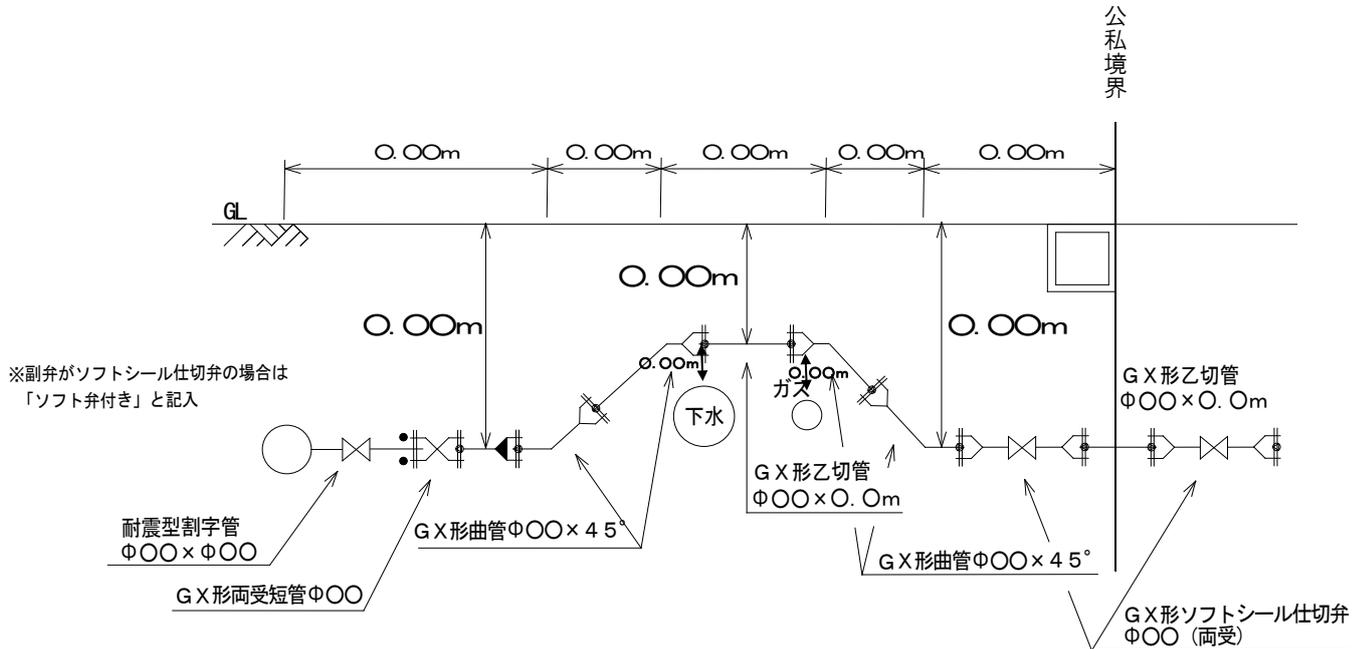


○側溝等がなく、青銅仕切弁先が同じ土被りでの給水管布設②  
(支障物により立上りですぐに青銅仕切弁が設置できない場合)



## ③ φ75mm 以上の給水管布設 (管割図)

※一部道路縦断等のある場合は、φ50mm 以下と同様の必要事項を記入



## 4.9 検査

(給水条例第 30 条第 2 項)

指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工した場合は、当該工事完了後、速やかに管理者にその旨を届け出て、管理者の検査を受けなければならない。

管理者の検査内容の詳細については、本基準 6.14.2 **管理者による検査**を参照。

(1) 提出書類

工事完了後、給水装置工事完了届(様式第 11 号)および工事記録写真等の必要書類を添え、検査前々日(営業日)までに給水審査課へ提出する。

(2) 検査の日時

給水審査課の検査担当者と検査日時について、事前に協議を行う。

(3) 検査の立会

当該工事箇所の現場および書類の検査を受けるため、当該工事の設計および指導監督を行った主任技術者が立ち会わなければならない。ただし、管理者が立会を免除するものを除く。

(4) 検査不合格の処置

検査の結果、不良および不備がある場合は、給水審査課から指定事業者に対し給水装置工事手直し指示書を発行し、指定事業者はそれを受け手直しを行う。手直しの完了後、再度検査を実施する。

## 4.10 設計書等の保管

管理者が水道事業を営む上で、維持管理において必要な情報として必要とする期間、管理者は給水装置工事設計書を自身が保管する。

なお、保管する給水装置工事設計書は、将来において給水装置所有者の権利や工事内容を保証するものではなく、給水装置工事におけるその時点の施行内容を記録したものである。

保管した給水装置工事設計書等は、個人情報保護の観点から、法律や条例その他規則等に基づき適切に管理しなければならない。

(1) 給水装置工事設計書は、審査検査を行った給水審査課で保管する。

(2) 直結増圧式給水、3階直結直圧式給水において提出された事前協議申請書資料は、竣工検査が完了した後、必要な書類および図面を修正・追加し、審査検査を行った給水審査課で保管する。

#### 4.11 給水装置工事の申込から通水（竣工）までの流れ

